

# 社会福祉法人石塚愛育会役員及び評議員の 報酬等に関する規程

## （目 的）

第1条 社会福祉法人石塚愛育会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義等）

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤職員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## （報酬等の支給）

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

- 2) 第1項の規程にかかわらず、法人と雇用契約を結んでいる役員は、法人の給与規定に従い職員部分の給与のみ支給する。

## （役員等の費用弁償）

第4条 役員等が、法人のため理事長の要請を受けて出張や外部の研修に参加する場合には、必要な経費の実費を弁償する。

## （公 表）

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。